２　聴覚障がい児（家庭）への公的助成制度

　公的助成制度を受けるためには、身体障がい者手帳の交付が原則となりますが、等級により、利用できる内容が異なり、また、居住する市町村によって独自のサービスを行っている場合もあります。市町村の福祉担当課等に相談してください。

　主な制度は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 制度の種類 | 内　　　容 |
| 身体障がい者手帳の交付 | 手帳には、障がいの程度により1級から6級までの区分がある。障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できる。 |
| 自立支援医療（育成医療）の給付 | 身体に障がいのある児童（18歳未満）に対し、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給。身体障がい者手帳の所持は問わない。  自己負担等：医療費の一割負担（所得に応じた負担上限額あり） |
| 重度障がい者医療費の助成 | 重度の障がいのある方にかかる医療費の自己負担額の一部を助成する（所得制限あり）。  対象：身体障がい者手帳1、２級所持者、知的障がいの程度が  重度と判定された人、精神障がい者保健福祉手帳１級所  持者、特定医療費（特定難病）・特定疾患医療受給者証所  持者で障がい年金（または特別児童扶養手当）１級該当  者、身体障がい者手帳を所持している中度の知的障がい  のある人  自己負担等：１医療機関等当たり入院・入院外各500円以内/日（月3,000円限度） |
| 補装具費支給制度 | 失われた身体機能の補完、代替する用具の購入・修理に要する費用を支給する。  対象補装具：補聴器等  自己負担等：用具の種類別に基準額あり（所得に応じた負担上限額あり） |
| 中等度難聴児への補聴器購入費の交付【大阪府】 | 身体障がい者手帳の交付に対象とならない中等度難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を交付する。また、補聴器を購入するために検査を受けた難聴児に対し、その検査料（他制度で助成を受けている場合を除く）を交付する。  対象：身体障がい者手帳の交付対象とならない（両耳60デシベル以上の）中等度難聴児。  　　　※居住地が政令市、中核市の場合は居住市が実施  窓口：本事業は大阪府が実施しているが、各市町村障がい福祉担当課に窓口としてご協力いただいているもの。 |
| 軽度難聴児への補聴器購入費の交付【市町村】 | 国制度や大阪府事業の対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の購入等に要する費用の一部を交付する。（本事業は、令和３年12月時点で下表の市町村において実施されている）。  対象：原則両耳30以上～60デシベル未満の軽度・中等度難聴児。  ※市町村により異なる場合がありますので、詳細は担当窓口に  お問い合わせください。  （令和３年12月現在）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 市町村 | 担当窓口 | 電話番号／ファクス番号 | | 大阪市 | 福祉局　障がい者施策部  障がい支援課 | 06-6208-8245／06-6202-6962 | | 堺市 | 健康福祉局　障害福祉部  障害支援課 | 072-228-7411／072-228-8918 | | 岸和田市 | 福祉部　障害者支援課 | 072-423-9446／072-431-0580 | | 豊中市 | 健康福祉部　障害福祉課 | 06-6858-2232／06-6858-1122 | | 池田市 | 福祉部　障がい福祉課 | 072-754-6255／072-752-5234 | | 吹田市 | 福祉部　障がい福祉室 | 06-6384-1347／06-6385-1031 | | 高槻市 | 健康福祉部　福祉事務所  障がい福祉課 | 072-674-7164／072-674-7188 | | 貝塚市 | 福祉部　障害福祉課 | 072-433-7012／072-433-1082 | | 守口市 | 健康福祉部　障がい福祉課 | 06-6992-1630／06-6991-2494 | | 枚方市 | 健康福祉部　福祉事務所　障害福祉担当 | 072-841-1457／072-841-5123 | | 茨木市 | こども育成部　子育て支援課 | 072-620-1633／072-622-8722 | | 八尾市 | 健康福祉部　障がい福祉課 | 072-924-3838／072-922-4900 | | 泉佐野市 | 健康福祉部　地域共生推進課 | 072-463-1212／072-463-8600  （内線：2156） | | 富田林市 | 子育て福祉部　障がい福祉課 | 0721-25-1000／0721-25-3123  （内線：194） | | 寝屋川市 | 福祉部　障害福祉課 | 072-838-0382／072-812-2118 | | 河内長野市 | 福祉部　障がい福祉課 | 0721-53-1111／0721-52-4920  （内線：186） | | 松原市 | 福祉部　障害福祉課 | 072-337-3115／072-337-3007 | | 大東市 | 福祉・子ども部　障害福祉課 | 072-870-9630／072-873-3838 | | 和泉市 | 福祉部　障がい福祉課 | 0725-99-8133／0725-44-0111 | | 箕面市 | 健康福祉部　障害福祉室 | 072-727-9506／072-727-3539 | | 柏原市 | 障害福祉課 | 072-972-1508／072-972-2200 | | 羽曳野市 | 保健福祉部　障害福祉課 | 072-947-3823／072-957-1238 | | 門真市 | 保健福祉部　障がい福祉課 | 06-6902-6154／06-6905-9510 | | 摂津市 | 保健福祉部　障害福祉課 | 06-6383-1374／06-6383-9031 | | 高石市 | 保健福祉部　高齢・障がい福祉課 | 072-275-6294／072-265-3100 | | 藤井寺市 | 健康福祉部　福祉総務課 | 072-939-1106／072-939-0399 | | 東大阪市 | 障害者支援室　障害施策推進課 | 06-4309-3183／06-4309-3815 | | 泉南市 | 福祉保険部　障害福祉課 | 072-483-8252／072-480-2134 | | 四條畷市 | 健康福祉部　障がい福祉課 | 072-877-2121／072-879-2596  （内線：676） | | 交野市 | 福祉部　障がい福祉課 | 072-893-6400／072-895-6065  （内線：626） | | 大阪狭山市 | 健康福祉部　福祉グループ | 072-366-0011／072-366-9696  （内線：304） | | 阪南市 | こども未来部　こども家庭課　家庭児童相談室 | 072-471-5678／072-473-3504 | | 島本町 | 健康福祉部　福祉推進課 | 075-962-7460／075-962-5652 | | 豊能町 | 保健福祉部　福祉課　福祉相談支援室 | 072-738-7770／072-738-3407 | | 熊取町 | 健康福祉部　障がい福祉課　障がい福祉グループ | 072-452-6289／072-453-7196 | | 田尻町 | 民生部　こども課 | 072-466-5013／072-466-8841 | | 岬町 | しあわせ創造部　福祉課 | 072-492-2700／072-492-5814 | | 太子町 | 健康福祉部　福祉介護課 | 0721-98-5519／0721-98-2773 | | 河南町 | 教・育部　こども１ばん課 | 0721-93-2500／0721-93-7560  （内線：161） | |
| 日常生活用具の給付 | 障がい者が日常生活をより円滑に営むための用具を給付または貸与する。  種類：聴覚障がい者用通信装置等  自己負担等：一部自己負担あり |
| 特別児童扶養手当の支給 | 20歳未満の政令に規定する障がいの状態にある児童を監護している保護者に支給する（所得制限あり）。  令和4年3月現在　支給額（月額）１級：52,500円2級：34,970円  ※令和4年4月以降　支給額（月額）1級：52,400円2級：34,900円 |
| 障がい児福祉手当 | 20歳未満の重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする障がい児に支給される（所得制限あり）。  令和4月3月現在　支給額（月額）14,880円  ※令和4月4月以降　支給額（月額）14,850円 |
| 手話通訳者・要約筆記者の派遣 | 障害者総合支援法に基づき、手話通訳者・要約筆記者を派遣する（特に専門性の高いものについては大阪府にて実施）。  窓口：居住地の福祉事務所または市町村障がい福祉担当課 |

参考：身体障害者福祉法による身体障害者障害程度等級表

|  |  |
| --- | --- |
| 等級 | 聴覚障がいの程度 |
| 2級 | 両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう） |
| 3級 | 両耳の聴力レベルがそれぞれ90デシベル以上のもの  （耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの） |
| 4級 | １　両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの  　　（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの）  ２　両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50％以下のもの |
| 6級 | １　両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの  （40㎝以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの）  ２　一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの |

３　用語解説

1）聴性脳幹反応（ABR：Auditory Brainstem Response）

耳から入った音に対する蝸牛神経から脳幹部での反応。乳幼児でABR検査をする場合は鎮静剤を用いる必要がある。自動ABR検査は自然睡眠下で検査ができる。

2）聴性定常反応（ASSR：Acoustic steady-state response）

　耳から入った音に対する脳の反応。周波数別に測定できるのでおおよその聴力像を推察することができる。乳幼児で検査をする場合、ABR検査同様に鎮静剤を用いる必要がある。

3）耳音響放射検査（OAE：Otoacoustic emission）

刺激音の対する内耳の有毛細胞の反応を測定する検査。OAE検査は乳幼児が安静であれば可能である。

4）聴性行動反応聴力検査（BOA：Behavioral Observation Audiometry）

音刺激の対する乳幼児の反応。突然の音に手足を伸ばしてビクッとする動き、まぶたを閉じる、音源の方を見るなどの反応で０歳児から検査を出来ることから聴覚的発育を見ることができる。

5）条件詮索反応聴力検査（COR：Conditioned Orientation Response Audiometry）

　音が出ると光ったりおもちゃが動いたりして条件づけをして聴力を測定する方法。一般的には６ヶ月以上の乳幼児に行う。

6）先天性難聴の遺伝子検査

　近年の研究によると先天性難聴の原因の半数以上は遺伝子が関与しているとされており、遺伝子の種類により病態や予後がわかるようになってきた。2012年４月より健康保険での検査が可能となり、専門外来において遺伝カウセリングも行っている。

7）ムンプス難聴

　ムンプスウイルスはおたふく風邪の原因ウイルスであり、主に唾液腺に感染するが、稀に内耳に感染し難聴を引き起こす。子どもに発症しやすく一般には一側性が多いが両側性のこともあり、高度難聴を呈し難治性である。ワクチン接種が大切である。

8）先天性サイトメガロウイルス感染症による難聴

　妊娠中にサイトメガロウイルスに感染した場合、出産児は様々な神経障がいを合併することがあり難聴もその一つである。出生直後からの難聴が多いが、新生児聴覚スクリーニングでパスであっても遅発性に難聴が生じることもある。

9）先天性風疹症候群

　風疹の免疫のない妊婦が妊娠初期に感染すると出生児に先天性心疾患、難聴、白内障を生じることがある。妊娠可能な女性で風疹抗体がない場合は、積極的にワクチン接種をすることが望まれる。

10）児童発達支援

　児童発達支援は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練として、「児童発達支援事業」と「児童発達支援センター」がある。「センター」は施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設としての機能を担う。

11）聴覚支援学校

幼稚部（３歳から就学までが対象）から小学部においては、補聴器などを活用して、話しことばの習得を促したり、言語力を高めたりする指導を行っている。また、幼稚部では、入学前段階の３歳未満児への教育相談を行っている。中学部や高等部では、指文字や手話なども用いて、基礎学力の向上や障がいの自覚にかかわる指導をしている。幼稚部を中心に、障がいのある乳幼児やその保護者に対して、子どもの発達段階や障がいに配慮した養育の在り方、遊びの工夫等について早期からの教育相談を行うなど、地域における特別支援教育の相談センターとしての役割を果たすように努めている。

12） 早期支援機関

　この手引きにおいては、児童発達支援機関、聴覚支援学校幼稚部教育相談、その他医療機関等で、専門家の指導による難聴乳幼児の指導を行う機関を指す。

13） 聴覚（障がい）補償

　補聴器を活用すること、より明瞭に話すための発音指導を受けること、手話の力を身につけることなど、主として子どもが持っている聴覚障がいから引き起こされる困難を軽減したり改善したりすること。

　「情報保障」とは、例えば手話通訳者やノートテイカー（教室などその場で筆記する人）を配置すること、話し手や機器の音声を明瞭に届けることができるＦＭシステムや磁気ループシステム等の利用、話された音声を字幕に代えてスクリーンに映し出すことなど、主として情報が伝わりやすくするための環境の整備を指す。

14）NICU（新生児集中治療室）

　低出生体重児や呼吸障害がいなどの重症新生児を治療するための施設。

15） マススクリーニング

　対象グループ全体に対して特定の検査を行い、特定の疾患の疑いがある者を選び出すこと。



４　乳児の聴覚発達チェックリスト（乳児の聴覚発達チェック項目）

０か月児　　　１　突然に音にビクッとする（Moro反応）

　　　　　　　２　突然の音に眼瞼がギュッと閉じる（眼瞼反射）

　　　　　　　３　眠っているときに突然大きな音がすると眼瞼が開く（覚醒反射）

1か月児　　　４　突然の音にビクッとして手足を伸ばす

　　　　　　　５　眠っていて突然の音に眼をさますか、または泣き出す

　　　　　　　６　目が開いているときに急に大きな音がすると眼瞼が閉じる

　　　　　　　７　泣いているとき、または動いているとき声をかけると、泣き止むかまたは動作を止める

　　　　　　　８　近くで声をかける（またはガラガラを鳴らす）とゆっくり顔を向けることがある

2か月児　　　９　眠っていて、急に鋭い音がすると、ピクッと手足を動かしたりまばたきする

　　　　　　　10 眠っていて、子どもの騒ぐ声や、くしゃみ、時計の音、掃除機などの音に眼をさます

　　　　　　　11 話しかけると、アーとかウーと声を出して喜ぶ（またはにこにこする）

3か月児　　　12 眠っていて突然音がすると眼瞼をピクッとさせたり、指を動かすが、全身がピクッとなることはほとんどない

　　　　　　　13 ラジオの音、テレビのスイッチの音、コマーシャルなどに顔（または眼）を向けることがある

　　　　　　　14 怒った声や、やさしい声、歌、音楽などに不安そうな表情をしたり、喜んだり、またはいやがったりする

4か月児　　　15 日常のいろいろな音（玩具、テレビの音、楽器音、戸の開閉など）に関心を示す（振り向く）

　　　　　　　16 名を呼ぶとゆっくりではあるが顔を向ける

　　　　　　　17 人の声（とくに聞きなれた母親の声）に振り向く

　　　　　　　18 不意の音や聞きなれない音、珍しい音に、はっきり顔を向ける

5か月児　　　19 耳もとに目覚まし時計を近づけると、コチコチという音に振り向く

　　　　　　　20 父母や人の声、録音された自分の声など、よく聞き分ける

　　　　　　　21 突然の大きな音や声に、びっくりしてしがみついたり、泣き出したりする

6か月児　　　22 話しかけたり歌をうたってやると、じっと顔を見ている

　　　　　　　23 声をかけると意図的にサッと振り向く

　　　　　　　24 テレビやラジオの音に敏感に振り向く

7か月児　　　25 となりの部屋の物音や、外の動物の鳴き声などに振り向く

　　　　　　　26 話しかけたり歌をうたってやると、じっと口もとを見つめ、ときに声を出して答える

　　　　　　　27 テレビのコマーシャルや、番組のテーマ音楽の変わり目にぱっと向く

　　　　　　　28 叱った声（メッ！コラッ!など）や、近くでなる突然の音に驚く（または泣き出す）

8か月児　　　29 動物の鳴き声をまねるとキャッキャッいって喜ぶ

　　　　　　　30 機嫌よく声を出しているとき、まねてやると、またそれをまねて声を出す

　　　　　　　31 ダメッ！コラッ！などというと、手を引っ込めたり、泣き出す

9か月児　　　32 外のいろいろな音（車の音、雨の音、飛行機の音など）に関心を示す（音の方にはっていく、または見まわす）

　　　　　　　33 「オイデ」、「バイバイ」などの人のことば（身振りを入れずことばだけで命じて）に応じて行動する

　　　　　　　34 となりの部屋で物音をたてたり、遠くから名前を呼ぶとはってくる

　　　　　　　35 音楽や、歌をうたってやると、手足を動かして喜ぶ

　　　　　　　36 ちょっとした物音や、ちょっとでも変わった音がするとハッと向く

10か月児　　37 「ママ」、「マンマ」または「ネンネ」など、人のことばをまねて言う

　　　　　　　38 気づかれぬようにして、そっと近づいて、ささやき声で名前を呼ぶと振り向く

11か月児　　39 音楽のリズム合わせて身体を動かす

　　　　　　　40 「・・・・チョウダイ」というと、そのものを手渡す

　　　　　　　41 「・・・・ドコ？」と聞くと、そちらを見る

　　　　　　　42 となりの部屋で物音がすると、不思議がって、耳を傾けたり、あるいは合図して教える

12～15か月児　43 簡単なことばによるいいつけや、要求に応じて行動する

　　　　　　　44 目、耳、口、その他の身体部位をたずねると、指をさす

５　参考文献

　１　新生児聴覚スクリーニングマニュアル　　　　　　　　　　平成19年3月

　　　　厚生労働科学研究子ども家庭総合研究事業「新生児聴覚スクリーニングの効果的実施および早期支援とその評価に関する研究」班

主任研究者　三科　潤　社会福祉法人恩賜財団母子愛育会

　２　宮崎県　「新生児聴覚スクリーニング及び乳幼児聴覚検査・療育・教育支援マニュアル」　　　　　　　　　　　　　　　　平成27年3月

　３　東京都　「新生児聴覚検査ハンドブック」　　　　　　　　平成18年3月

　４　静岡県　「新生児聴覚スクリーニング検査と事後対応マニュアル」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成26年12月

　５　岡山県　「新生児聴覚検査事業の手引き（改訂3版）」　　平成24年11月

　６　長崎県　「新生児聴覚検査推進事業の手引き」　　　　　　平成21年3月

７　石川県　「赤ちゃんの聞こえの精密検査をすすめられたご家族へ」

　　　平成17年3月

　８　新生児聴覚スクリーニングマニュアル　　　　　　　　　　平成28年8月

　　　　一般社団法人　日本耳鼻咽喉科学会

**新生児聴覚検査関係機関連携会議設置要綱**

（目的）

第１条　この会議は、新生児聴覚検査における要精密検査者、要治療者、要療育者が適切な支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、療育の各分野の関係者がそれぞれの役割を踏まえ、連携できる体制整備を図ることとする。

（検討事項）

第２条　会議は、次の事項について所掌する。

1. 新生児聴覚検査の受検有無、受検結果及び早期相談支援状況の把握等に関すること。
2. 医療、保健、福祉、療育の各分野関係者の役割に関すること。
3. その他、会議の目的達成のために必要な事項。

（構成）

第３条　会議の委員は、別表に掲げる機関をもって構成する。

（謝礼金等）

第４条　会議の委員への謝礼金の歳出科目は、報償費とする。

２　会議の委員の謝礼金額は、別途定めるものとする。

３　前項の謝礼金は、委員の出席に応じて、その都度支給する。

４　委員のうち府及び他の行政機関に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

（費用弁償）

第５条　委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

２　前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

（守秘義務）

第６条　会議の委員は、会議及びその他の活動を通じて知り得た個人情報は、これを他に漏らしてはならない。

（事務局）

第７条　会議の事務局は、大阪府健康医療部保健医療室地域保健課に置く。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会議に諮って定める。

附則　この要綱は、平成29年10月4日から適用する。

|  |
| --- |
| 所　　　属　　　等 |
| 国立大学法人 神戸大学 大学院 人間発達環境学研究科 |
| 一般社団法人大阪府医師会 |
| 大阪産婦人科医会 |
| 一般社団法人大阪府耳鼻咽喉科医会 |
| 一般社団法人大阪小児科医会 |
| 一般社団法人大阪府言語聴覚士会 |
| 社会福祉法人大阪府肢体不自由者協会 |
| 公益社団法人大阪聴力障害者協会 |
| 社会福祉法人愛徳福祉会大阪発達総合療育センターゆうなぎ園 |
| 府内各市町村（９市町）  大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、泉佐野市、富田林市、東大阪市、河南町 |
| 大阪府 福祉部 障がい福祉室 |
| 大阪府 健康医療部 保健医療室 |
| 大阪府 教育庁 教育振興室 |
| 大阪府立支援学校（３校）  　大阪府立中央聴覚支援学校、大阪府立生野聴覚支援学校、  大阪府立堺聴覚支援学校 |
| 大阪府保健所長会 |